

平成25年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社マネーパートナーズグループ  
代表者名 代表取締役社長 奥山 泰全  
(コード番号：8732 東証第二部)  
問合せ先 取締役CFO 中西 典彦  
(TEL. 03-4540-3804)

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月15日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。また、同取締役会において、平成25年6月16日開催予定の第9回定時株主総会に下記4.のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를100株とするため、当社株式の分割を実施するとともに単元株制度を採用いたします。なお、本件株式分割及び単元株制度の採用にとまなう投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成25年9月30日（月）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が有する当社普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	321,480株
② 今回の分割により増加する株式数	31,826,520株
③ 株式分割後の発行済株式総数	32,148,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	108,000,000株

##### (3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成25年9月13日（金）
② 基準日	平成25年9月30日（月）
③ 効力発生日	平成25年10月1日（火）

(4) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割実施に伴い、新株予約権の目的となる株式についても平成25年10月1日以降、次のとおり調整されます。

	株主総会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	平成17年6月28日	11,000円	110円
第2回新株予約権	平成17年10月3日	20,000円	200円
第3回新株予約権	平成17年10月3日及び平成18年2月13日	20,000円	200円
第4回新株予約権	平成18年4月28日	30,000円	300円
第5回新株予約権	平成18年8月17日	30,000円	300円
第6回新株予約権	平成18年8月17日	30,000円	300円
第7回新株予約権	平成18年8月17日及び平成18年10月30日	30,000円	300円
第9回新株予約権	平成23年9月15日	31,254円	313円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日（火）

（参考）平成25年9月26日（木）をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年10月1日を効力発生日として当社定款の一部を変更いたします。（以下①②）。また、これに伴い、平成25年6月15日開催予定の第9回定時株主総会に、当社定款の一部変更を付議いたします。（以下③）。

- ① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条（単元未満株式についての権利）を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,080,000株</u> とする。  (新 設)  (新 設)  第7条 ～ 第44条  (条文記載省略)  (新 設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>108,000,000株</u> とする。  (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。  (単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>  第9条 ～ 第46条  (現行どおり)  附則 <u>第6条の変更ならびに第7条および第8条の新設の効力発生日は平成25年10月1日とする。なお、本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 定款変更の日程

- |                              |            |
|------------------------------|------------|
| ① 取締役会による決議日 (第6条の変更、第7条の新設) | 平成25年5月15日 |
| ② 株主総会による決議予定日 (第8条の新設)      | 平成25年6月16日 |
| ③ 定款変更の効力発生日                 | 平成25年10月1日 |

以 上